## 令和6年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会(個別編)

#### 障害児入所施設

#### 移行支援計画の作成について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

**〈指定障害児入所施設等の一般原則〉**基準省令(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第3条

指定障害児入所施設等が作成し、それに基づいて障害児へのサービス提供等を行う計画 として次のものが規定されています。

- ・保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた 入所支援計画
- ・障害児(15歳以上のみ)が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等を利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その移行について、支援する上で必要な事項を定めた**移行支援計画**

【令和6年度改正部分】

#### 移行支援計画とは?

- ・施設において、早期から計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した障害児について、 将来、地域や障害者施設等適切な移行先に移行できるよう、個々の障害児ごとに作成する個別の 計画。
- ・保護者及び障害児の生活に対する意向や移行に向けた課題、移行に向けた短期的及び長期的な目標 やスケジュール、移行において必要な関係機関等による支援の具体的な内容等を記載すること。
- ・15歳未満の障害児でも、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、 移行支援計画の作成が望ましい。
- ・有期有目的での短期間の入所の場合等、移行支援が明らかに不要と判断される場合には、入所支援 計画に退所に向けた支援内容を盛り込むことで、移行支援計画作成に代えることができる。
- ・入所支援計画と同様、障害児のアセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

#### 移行支援計画の作成(変更)手順

作成(変更)手順は、入所支援計画と同様です。

アセスメント・ 支援内容の検討 保護者及び障害児と面接(※)して、アセスメントを行い、障害児が障害福 祉サービス等を利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活への移行に向け て支援する上で必要な支援内容を検討する。

(※措置児童であり保護者との面談が困難な場合は、児童相談所とも相談の上、必要に応じて保 護者への情報提供を行うことが望ましい)

- 計画原案作成
- ①に基づき、移行支援する上で必要な取組、支援提供する上での留意事項そ の他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成する。
- 個別支援会議の 開催
- 障害児に対する移行支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレ ビ会議可)を開催し、移行支援計画の原案について意見を求める。
- 計画の原案の
- 計画作成に当たって、保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意 説明・同意・交付 を得た上で、保護者へ移行支援計画を交付する。

計画の実施状況を確認しつつ、障害児の解決すべき課題を把握し、計画を見直すべきかどうか、少なくとも6月 に1回以上の頻度で検討。必要に応じて計画を見直して変更する。

#### 移行支援計画の記載内容

・保護者と障害児の生活に対する意向や移行に向けた課題

本児の 意向 保護者等の 意向 本児の 強み 家族の 強み 本児の移行に向けて 解決していくこと 家族が移行に向けて 配慮してほしいこと

・移行に向けた短期的及び長期的な目標やスケジュール

支援 方針 長期 目標

短期目標 (現状・支援目標・支援内容・評価) 移行スケジュール (長期/年度)

移行スケジュール (短期/6か月)

移行予定 年月日

・移行において必要な関係機関等による支援の具体的な内容等

移行において必要と思われる関係者・ 諸機関による具体的支援内容 (機関名・担当者名・連絡先・支援内容) 移行後の 居住の場 (予定) 移行後の 日中の場 (予定) ※ は、「障害児入所施設における移行支援計画の作成について(周知)」(令和6年4月26日こども家庭庁事務連絡)【別添】移行支援計画フォーマット記載項目

#### 移行支援に係る加算

#### 移行支援関係機関連携加算

- ・移行支援計画の作成(変更)にあたって、都道府県等、教育機関、基幹相談支援センター等の関係機関 が参画する会議を開催し、移行支援に関して情報共有及び連携調整を行う。
- ※会議には、入所給付決定を行った都道府県等、移行予定先(未定の場合は保護者の居住地又は入所施設の所在地)の 市町村及び基幹相談支援センター等、障害児が所属する教育機関の出席を基本とし、このほか必要に応じて障害児本人・ その家族、児童相談所、移行予定先の障害福祉サービス事業者、居住施設、医療機関等の移行支援関係者の参加を求める
- ※会議はオンラインを活用して行うことも可
- ※全ての関係者の出席を基本とするが、欠席の場合は、事前・事後に移行支援及び会議に関する情報共有・連絡調整を行う
- ※会議では、児発管又はソーシャルワーカーが、児童の状況や移行支援の状況等について説明を行うとともに、関係者から 意見をもらい、移行支援計画の作成・見直しを検討すること
- ・会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成・変更を行う関係機関との具体的な連携方法等を記載
- ・会議に加えて、関係機関との日常的な連携体制を構築し、障害児等の意向、支援内容、移行に向けた課題 等について状況共有を行うこと
- ・会議の要点と、移行支援計画に反映させるべき内容について、記録を行うこと
- ・都道府県等が招集する個別ケース会議を活用した場合や、15歳未満の障害児の計画作成の場合も算定可

# 実施内容

#### 移行支援に係る加算

体験利用支援加算	
対象児	<b>重症心身障害児・重度障害児</b> (重度障害児支援加算の対象児)・ <b>強度行動障害を有する児</b> (児基準20点以上)
実施内容	・退所予定日から遡って1年間のうちに、移行支援計画に位置付けて、計画的に宿泊や日中活動の体験利用を提供すること ※障害福祉サービスの体験利用のほか、民間企業が提供する活動や、居宅での宿泊体験も対象 ・体験利用の提供にあたって、施設に置くべき従業者が、①体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援、及び②体験利用に係る関係者との連絡調整・相談援助を行うこと ①体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援 体験先施設等へ付き添うこと(障害児の環境への適応状況から一部の日程で行わないことも可)体験先施設等からの緊急連絡に対応できる体制(夜間の対応を含む)を確保すること ②体験利用に係る関係者との連絡調整 ・相談援助 体験先施設等に障害児の状態像や支援内容を情報共有すること 障害児の特性や状態等を踏まえた環境調整や対応の助言援助を行うこと ・体験の内容及び体験時の障害児の様子、体験終了後の障害児及び体験先施設等からの所見や移行支援に係る意見について、記録を行うこと ・体験利用を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新すること

ご視聴いただきありがとうございました。